

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

市民部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 契約事務（函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務委託契約）

函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務の委託に当たっては，業務報告書等の履行確認書類において，来場者等の把握はしていたが，運營業務に係る人員配置など履行内容の記載が不十分であり，委託料の支出の前提となる履行確認が適切に行われているか確認できなかった。

業務仕様書では，各業務の繁閑状況に応じ，柔軟かつ弾力的な配置をすることや，窓口受付状況に顕著な落ち込みが見られた場合には，随時，変更契約も含め対応を協議することが定められているが，履行確認が不十分であることにより，委託業務内容に係る人員配置等が適切であるかの検証が困難となること，さらには，契約金額の妥当性にも疑義が生じかねないことから，受託者と協議を行い，変更契約等の対応も含め適正な事務の執行を図られたい。